

編集：日本弁護士連合会
国際室

No. 18

(主な内容)

- ・国際的な舞台で働く！
外務省「平和構築人材育成事業」について
- ・法律事務所において多様性を確保するための試み
アメリカ合衆国の“Call to Action”について
- ・法システムが競争している国際法曹協会(IBA)年次総会報告
- ・2008年米国法曹協会(ABA)年次総会について
- ・アジアの弁護士は国境を超える
アジア弁護士会会長会議(POLA)報告
- ・LAWASIAクアラルンプール大会報告
- ・2008年6月～11月 表敬訪問・懇談
- ・2009年度日弁連客員研究員 留学派遣制度募集のお知らせ

国際的な舞台で働く！

外務省「平和構築人材育成事業」について

外務省は2007年度より、文民の平和構築の担い手養成を目的に「平和構築人材育成パイロット事業」を立ち上げ、委託先の広島大学・広島平和構築人材育成センターが2年間これを実施してきました。

2009年度は「本コース」に「シニア専門家向けコース」(予定)を加え、パイロット事業から本事業への移行が予定されています。「本コース」は国内

研修+海外実務研修(最大1年)+就職支援を柱とした養成コース、新コース「シニア向け」(予定)は、40～65歳のシニア専門家を対象に、国内研修(英語+一般研修)+海外派遣(1年以上)のコースです。海外実務研修費などは事業側負担です。＊最新情報は同センターのウェブサイトをご覧下さい。

国際的な「国づくり」の分野で活躍を期する老若

男女の弁護士の参加も期待されています。募集開始は2009年5月頃(予定)ですが、国際室は事前のご相談にも応じます。本年2月には同事業をテーマに日弁連主催「国際機関就職セミナー」開催も企画中です。積極的なご参加をお待ちします。(山本嘱託)

法律事務所において多様性を確保するための試み： アメリカ合衆国の“Call to Action”について

アメリカ合衆国では、ここ数年、企業から仕事を引き受けている法律事務所にとって、黒人などの少數者や女性を新規採用したり、雇用を継続することが前にも増して重要になってきている。

そのきっかけは、2004年に大手食品・家庭用品メーカー、サラ・リー社の主任弁護士であったロデリック・パルモア(Roderick Palmore)が大手企業の主任弁護士あてに書簡を送付して賛同を求めた“Call to Action”(行動要請)と呼ばれるプログラムにある¹。

このプログラムは、「どの法律事務所に仕事を依頼するかについて、法律事務所の多様性に関する取り組みを重視して決定」し、多様性に一向に関心を示さない法律事務所に対しては、「関係を打ち切るか、または制限する」ことを企業に誓約させるものである。これまでに110社がこれに署名しており、これにより、企業は法律事務所に対して、当該事務所の全弁護士やパートナー弁護士に占める少數者や女性の割合等の統計資料の提出を求めたり、さらに進んで、当該企業の依頼した仕事を、実際に少數者や女性がどのくらいの割合で担当しているのかどうかを確認したりするようになった。中でも、2005年に大手スーパーのウォールマートが「トップ5の弁護士のうち、少なくとも1人が少數者で1人が女性でなければならない」という同社の定めた条件が充たされていないことを理由にある法律事務所との継続的委任契約を打ち切ったことは大きな衝撃を与えた。

このプログラムの前後で、どれほど少數者や女性に門戸が解放されたのかを比較してみると、1993年

にはパートナー弁護士の12パーセントが女性であり、2.5パーセントが少數者であったが、2006年には、女性の割合は17.9パーセント、少數者の割合は5パーセントに増加した。しかし、2006年の統計でアソシエイト弁護士の44.33パーセントが女性、16.72パーセントが少數者であることに比し、パートナー弁護士に占める割合は著しく低く、また、新規雇用から5年以内に女性のアソシエイト弁護士の64パーセント、少數者アソシエイトの68パーセントが事務所を辞めてしまうという。このことから、このプログラムは一定程度の成功を収めているものの、全体としては多様性の確保はまだまだ不十分であるといえる²。

こうした取り組みが広まった背景としては、①顧客である企業において少數者や女性の進出がすすみ、こうした企業が法律事務所に対しても多様性の確保を強く求めようになってきたことの他、②ロースクール卒業生の約半分を女性が占め、2割を少數者が占めるようになった現在、これらを無視して優秀な弁護士を採用することはできないこと、③女性や少數者が数年毎に退職し、新規採用を繰り返さなければならぬこととそのコストは極めて高くつくこと、④多様性のある職場環境の方がよい成果が挙げられることなどの理由があると考えられる。

裁判で争われたことはこれまでのところないと思われるが、こうしたプログラムが違法とされる可能性は低いと考えられる。民間企業や法律事務所が行うこのような措置には、合衆国憲法第14修正の平等保護条項の適用ではなく、また民間企業に対しても人種や性別による差別を行うことを禁止する1964年公民権法第7編に照らしても、割当制にあたらず、多

様性確保のための自主的な努力を求めるものだからである³。

他方で、単に女性や少數者の数を増やすだけでは、女性に対しては家事事件、少數者に対しては同じグループの少數者に属する経営者の接待役を割り当てるといったステレオタイプの弊害から脱することはできず、かえって少數者の経営する企業の利益は少數者弁護士しか擁護することができない、といった偏見を助長するおそれがあるとして、多様性確保について統一的な基準を設け、パートナーに昇進する際の決定の透明性を高めるなど、より抜本的な対策が必要であるとの声もある⁴。

なお、このようなプログラムは、イギリスでも近日中に“Diversity Charter”(多様性憲章)として導入される予定である⁵。(中村良隆・国際室研究員)

1 <http://www.clocaltoaction.com/> ;
http://www.tools.mcca.com/CTA/cta_white_paper.doc
1999年にも同様の取り組みがなされたことがあったが(1999 Morgan Letter : Diversity in the Workplace), Call to Actionの主眼は、「多様性確保の取り組みを行わない法律事務所には仕事を回さない」という制裁を用意したところにある。

2 Angela Brouse, *The Latest Call for Diversity in Law Firms: Is It Legal?*, 75 UKMC L. REV. 847 (2007). 2008年4月に、50名の主任弁護士と100名の事務所経営パートナー弁護士が参加し、女性法律家のバイオニアであるオコナー元最高裁判事を招待して、現状と今後の課題を話し合うための会議がアリゾナ州スコツデールで開催された。Kathryn Hayes Tucker, *Call to Action: Part Two, CONNECTING KATTEN*, July/Aug.2008, at 2-3.

3 *Id.* at 852-68.

4 LeeAnn O'Neil, *Hitting the Legal Diversity Market Home: Minority Women Strike Out*, 3 AM U. MODERN AM.7 (2007).

5 Kit Chellel & Kian Ganz, *FTSE 100 clients demand diversity*, THE LAWYER.COM, May 26, 2008,
<http://www.thelawyer.com/cgi-bin/item.cgi?id=132942>

法システムが競争している 国際法曹協会(IBA)年次総会報告

競争法という法分野があつて事業者に競争することを求めていることは、弁護士ならば誰でも知っています。私たちの業務では法律は絶対の存在であり、法律にも競争があることを意識しません。

2008年10月エノスアイレスで開催された国際法曹協会年次総会に出席し、法律にも競争があることを知りました。英国弁護士会が英国大使館にてセッションを開催し、宇都宮嘉忠副会長はじめ日弁連代表団もご招待いただきました。そこで配布された「英国こそ紛争解決地」と題するパンフレットに、契約準拠法は英國法、裁判管轄は英國にすべきだ、仲裁であれば仲裁地は英國などと書いてあります。複雑な国際紛争を英國がうまく解決に導いた事例を

豊富に引用し、法務大臣の巻頭言があって、観光パンフレットのように立派な見栄えです。地元アルゼンチンの参加者のためにスペイン語のパンフレットもあります。英国の大手法律事務所が資金を出して作成したそうです。国際社会では言語、準拠法は英語、英國法に一極集中する傾向にありますが、この傾向をさらに推進するために官民が一体となって営業をしているのです。なるほど国際社会で勝ち抜くためには並々ならぬ努力が必要だと感心しました。

総会では日弁連が日頃お世話になっている諸外国の弁護士会と意見交換をしました。本年6月に友好協定を締結したドイツ連邦弁護士連合会(日弁連新聞8月号)と懇談したところ、英國弁護士会のパンフレットを批判されました。「英國こそ紛争解決地」という題名は、原語では世界で「唯一」の紛争解決地というニュアンスがあります。ドイツをはじめ大陸法も公平な紛争解決システムをもっており、英國が「唯一」というのは許せないというのです。英國のパンフレットが公表されたときには、ドイツでは

法務大臣が不快感を表明したそうです。なるほど傍観していては競争社会で生き残れないのだと感心しました。

日本も決して傍観している訳ではありません。川村明会員(第二東京)が国際法曹協会の副会長に選任され、日本の存在感を示しました。(片山室長)



総会会場内で大韓弁護士協会(KBA)一行と

2008年米国法曹協会(ABA)年次総会について

2008年米国法曹協会年次総会は2008年8月8日から12日にかけてニューヨーク市において開催され、国際活動に関する協議会議長である下條正浩会員と私の2名で参加しました。下條会員は、2003年のサンフランシスコ総会、2004年のアトランタ総会に続き3回目、私は2007年のサンフランシスコ総会に続き2回目の参加でした。前回の2007年の総会時においては、2006年11月に締結された日弁連とABA間の友好協定にもとづく両弁護士会の交流に関する話し合いが特別に持たれましたが、2008年7月にABAの執行部が日弁連を訪問し意見交換が実現したことから、今大会では招聘されたプログラムに予定どおり参加する形になりました。興味深いプログラムばかりで

したが、中でも、その総会をもって退任したニューコム会長が提唱した世界正義プロジェクト(World Justice Project)に関するプログラムが印象的でした。これは弁護士だけでなく、他の専門職さらには実業界をも含めて、世界において法の支配を行き渡らせようとする運動です。特色は、法の支配度指標なるものを算出し、世界各国における投資安全度を企業に知らしめようとする点です。この点から、すでに企業、ビル・ゲーツ・ファンド等から750万ドルの寄付を集めているということです。最終日の前夜である8月11日には、ロックフェラーセンター最上階にあるレインボールームで、各国弁護士会トップを招いた盛大な晩餐会が開催されました。ここには、その

翌日に新会長に選任されたウェルズ氏もお見えになっていました。男性は、タキシードにブラックタイ着用です。私は会場でそのことに気がついたのですが、正装していなかったのは私一人だけで、密かに会場から逃げだそうという衝動に何度もからました。驚くべきは、ABA会長の挨拶と招待客の自己紹介が終わってまもなく、会場にいたバンドからアバのダンシングクイーン(なつかしい!!)の曲が鳴りひびくや、ほぼ全員が会場中央のターンテーブルに出てきてひたすらに踊り続けていたということです。はじめは呆然と見守っていたのですが、他にすることもなく、交流義務の一環と考えて参加しました。日弁連ではありません貴重な体験でした。(太田嘱託)

アジアの弁護士は国境を超える アジア弁護士会会長会議(POLA)報告

2008年8月22日から23日にかけて、ベトナム・ホーチミン市でアジア弁護士会会長会議があり、宮崎会長はじめ代表団が参加しました(日弁連新聞2008年9月号参照)。

ホスト国のベトナムは、WTOに加盟して国際的経済社会に仲間入りしており、法的需要を満たすため、弁護士数が急増しています。ホーチミン市の弁護士は、1991年にわずか69人であったのに、現在は2,500人に増えました。シンガポールの法律事務所と共同事業をはじめた現地事務所があり、海外から技術移転を受けて弁護士の質を向上しようという熱意を感じました。

シンガポールは、政府が技術立国をめざして優秀な学生が理工系の大学に進学することを奨励し、海

外で法学教育を受けた者を受け入れることで法的需要を満たそうとするそうです。その反面、シンガポール人の優秀な若手弁護士は有利な条件を求めて香港

や上海の法律事務所に就職してしまう、という問題も指摘されていました。アジア地域内で弁護士が国境を超えて活躍する時代が来ています。

こうした動きを背景に、香港の弁護士会長は、域内の弁護士会で懲戒処分歴に関する情報を共有するシステムを構築することを提案しました。自国の消費者を保護するために、外国からやってくる弁護士の懲戒処分歴を知っておく必要があるというのです。この提案には多数の弁護士会長が賛同され、継続して研究していくことになりました。日弁連は、2008年12月5日の臨時総会で、依頼者または依頼しようとする者に限って懲戒処分歴を開示する制度を導入したばかりです。国境を超えて弁護士会が情報を共有しようというのは大胆な試みです。

アジア弁護士会会長会議は毎年1回開催され、今回は19回目。アジアは経済発展の段階に違いがあつて、従来は親睦を深めるための会議でした。しかし、域内の弁護士をとりまく環境が激変し、各国の弁護士が抱える課題は共通するようになり、実質的な討論の場になっています。(片山室長)



POLA会場内で宮崎会長を囲んで

LAWASIA クアラルンプール大会報告

LAWASIA(ローエシア)とは、アジア太平洋地域における法の支配の推進や、法律家と経済界、各国政府との連携強化を目的として1966年に設立され、日弁連も加盟する国際法曹団体です。

このLAWASIAの定期大会が、2008年10月29日から11月1日まで、マレーシアのクアラルンプールで開催され、世界各国から約300名の法曹が集まりました。

開会式は民族音楽の太鼓のリズムとともに始まり、以後3日間にわたり、人権から経済まで幅広いテーマで30のセッションが開催され、日本からは、鈴木

正貢会員、高谷知佐子会員、土井悦生会員、齋藤彰氏(神戸大学法科大学院教授)の4名がスピーカーとして参加しました。

開会式では、開催地であるマレーシア弁護士会会長が挨拶の中で、来賓として出席していたマレーシア首相に向かって「司法の介入なき身柄拘束を許す国家安全保障法は、すぐに廃止されるべきだ。」と力強く訴え、会場の半分を占める地元の弁護士から拍手がわき起こるという、何とも緊張感あふれるサプライズがありました。

また大会2日目には、パキスタンのチョードリー前最高裁長官のビデオ・メッセージが放映されました。チョードリー氏は、2007年3月9日にパキスタン前大統領によって解任され、5ヶ月間拘禁された

自身の体験をもとに、政府による人権侵害から市民を守るためにには司法の独立が必要であると強く訴えました。

なお、今大会会期中に開催された理事会では、現在LAWASIA執行委員を務める鈴木五十三会員(日弁連国際人権問題委員会委員長)が、LAWASIA副会長に選任されました。

次回大会は、2009年11月にベトナムのホーチミン・シティで開催されます。LAWASIAの中で日本の存在感をますます強めていくよう、次回は、日本から今回よりもたくさんのスピーカーに参加して頂ければと思います。関心のおありになる方は国際室にお問い合わせ下さい。(北村嘱託)

2008年6月~11月

表敬訪問・懇談

ドイツ連邦弁護士連合会(BRAK)(6月24日)

アクセル・C・フィルゲス会長ほか計4名が当連合会との友好協定締結のため来日した。同日意見交換会及び友好協定締結記念セミナーを開催した。

在日キューバ共和国大使(6月20日)

ホセ・フェルナンデス・デ・コシーオ・ロドリゲス特命全権大使ほか計3名が当連合会を表敬訪問し、宮崎会長、出井事務次長(当時)、国際室と懇談した。

インドネシア和解・調停制度強化支援研修団(7月8日)

JICAインドネシア和解・調停制度強化支援研修に参加したインドネシア最高裁副長官ほか計12名が当連合会を表敬訪問し、庭山副会長、国際交流委員会、国際室と懇談した。

米国法曹協会国際法セクション(ABA-SIL)(7月9日)

SILのメンバー19名及び、米国最高裁判事のS・ブライアーパー判事が来日し、宮崎会長をはじめとした

執行部と意見交換及び懇談会を開催した。

三極会議(7月18日、19日)

欧州弁護士会評議会(CCB)のP・コーグ会長ほか計3名と中華全国律師協会(ACLA)の楊副会長ほか計6名が来日し、大阪弁護士会館にて宮崎会長をはじめとした執行部と意見交換し、シンポジウムを開催した。

台湾司法院刑事庁(8月6日)

台湾司法院刑事庁長ほか計5名が当連合会を表敬訪問した。村越副会長からの歓迎挨拶の後、日弁連刑事弁護センター、刑事法制委員会、国際室と意見交換を行った。

台湾司法院民事庁(9月5日)

台湾司法院民事庁長ほか計4名が当連合会を表敬訪問した。木村副会長からの歓迎挨拶の後、消費者問題対策委員会、多重債務対策本部、倒産法制等検討委員会、国際交流委員会、国際室と意見交換を行った。

中華民国全国弁護士会連合会(台湾全国律师公会)(9月11日)

同会理事長ほか計16名が当連合会を表敬訪問した。宮崎会長、小寺副会長からの歓迎の挨拶の後、法曹養成対策室、弁護士業務改革委員会スポーツ・エンターテインメント法促進PT、国際室と意見交換を行った。

国際法曹協会(iba)(9月16日)

パレス・ピエール副会長(当時、現在は会長)が当連合会を表敬訪問し、宮崎会長、宇都宮副会長、国際室と懇談した。

大韓弁護士協会(第22回大韓弁護士協会との定期交流会、9月19日、20日)

李協会長はじめ計20名が来日し、宮崎会長をはじめとした執行部と定期交流会を開催した。

国際人権(自由権)規約委員会(9月22日)

ラファエル・リヴィアス・ボサダ委員長、アイヴァン・シーラー副委員長が、当連合会が開催したシンポジウム「自由権規約と日本の人権状況~自由権規約委員長・副委員長を迎えて~」のスピーカーとして来日した。両氏はシンポジウムの前に当連合会を表敬訪問し、宮崎会長、田川副会長、国際人権(自由権)規約問題に関するワーキンググループと懇談した。

ソウル地方弁護士会(韓国内における法律市場分析のための研究会)(11月26日)

ソウル地方弁護士会常任理事である韓国内における法律市場分析のための研究会メンバー計4名が当連合会を表敬訪問した。庭山副会長からの歓迎の挨拶の後、法的サービス企画推進センター、法曹人問題検討会議、国際室と意見交換を行った。

足させ、公益的な活動に取り組んでいる会員を派遣してきました。昨年4月には、NYUの留学制度10周年記念シンポジウムが盛大に開催されました。その様子は、「自由と正義」2008年6月号に詳しく書かれております。本留学制度の対象となる弁護士は、日弁連および弁護士会が現在取り組んでいる広い意味での人権活動や国際協力、国際貢献活動を含む弁護士会活動に携わっている弁護士、例えば、人権擁護・消費者・環境・女性・障がい者・司法制度・刑事司法・少年司法・情報公開・国際人権等と社会と

の諸問題、国際司法支援等の国際協力にかかる課題等、公益的な活動に取り組んでいる弁護士です。年齢制限はなく、また英語力自体を推薦の条件とはしていません。応募の締め切りは、本年8月末です。募集要領の詳細は、本制度の応募に際して提出していただく書類(履歴書・研究計画書等)の様式・サンプルを含めて、日弁連ホームページに掲載されます。公益活動に関わって海外に留学することに关心のある方が、この留学制度に応募されることをお待ちしております。

2009年度日弁連客員研究員 留学派遣制度募集のお知らせ

日弁連は、1997年にニューヨーク大学ロースクール(NYU)、1998年にカリフォルニア大学バークレー校(UCB)、2007年3月には新たにイリノイ大学ロースクールとの間で、当連合会が推薦する会員をこの3校が客員研究員として受け入れる留学制度を発